

議員提出議案第 1 号 埼玉西部消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
第 5 3 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。	第 5 3 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。
第 5 4 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	第 5 4 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。
第 5 5 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	第 5 5 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。